

第37号議案

平成31年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1, 157ha
(2) 処理区域内人口	56, 717人
(3) 年間有収水量	5, 790, 000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	1, 139, 104千円
処理場整備費	188, 561千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1, 978, 900千円
第1項 営業収益	971, 528千円
第2項 営業外収益	998, 725千円
第3項 特別利益	8, 647千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2, 379, 500千円
第1項 営業費用	2, 194, 465千円
第2項 営業外費用	150, 642千円
第3項 特別損失	24, 393千円
第4項 予備費	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額318, 500千円は当年度分損益勘定留保資金318, 500千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1, 654, 900千円
第1項 企業債	714, 700千円
第2項 負担金及び分担金	225, 969千円

第3項	固定資産売却代金	18千円
第4項	補助金	411,213千円
第5項	他会計出資金	303,000千円
	支 出	
第1款	資本的支出	1,973,400千円
第1項	建設改良費	1,370,160千円
第2項	企業債償還金	603,240千円

(特例的収入及び支出)

第5条 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ100,557千円及び147,581千円である。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

- (1) 事 項 下水道施設維持管理事業
(2) 期間及び限度額 平成32年度 21,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道管渠・処理場等整備事業費に充てるため。
(2) 限度額 714,700千円
(3) 起債の方法 証書借入
借入時期は平成31年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
(4) 利率 年利3.0%以内
(5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

166,852千円

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉